号）第三条の規定によつて当該都道府県に対して前年度の六月、十一月及び三月に譲与された石油ガス譲与税の額の合算額に〇・九二七を乗じて得た額とする。

（自動車重量譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の二の二　自動車重量譲与税の基準税額は、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）第一条の規定によつて自動車重量譲与税を譲与されるべき都道府県について、次の算式により算定した額とする。

算式

$$A \times 221.387\text{円}$$

算式の符号

A　前年度の道府県課税状況調第51表（自動車税に関する調）の表題「差引課税台数」、表側「乗用車」の「自家用」の「小計」の数値

（航空機燃料譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の三　航空機燃料譲与税の基準税額は、航空機燃料譲与税法第二条の二の規定によつて航空機燃料譲与税を譲与されるべき空港関係都道府県について、同法第三条の規定により前年度の九月及び三月に譲与された航空機燃料譲与税の額の合算額に一・〇〇二を乗じて得た額とする。

（森林環境譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の四　森林環境譲与税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　四、〇〇〇、〇〇〇千円に二分の一を乗じて得た額を都道府県譲与基準面積によつて按分した額

二　四、〇〇〇、〇〇〇千円に五分の一を乗じて得た額を都道府県譲与基準従業者数によつて按分した額

三　四、〇〇〇、〇〇〇千円に十分の三を乗じて得た額を都道府県譲与基準人口によつて按分した額

（市町村民税の基準税額の算定方法）

第三十一条　市町村民税の基準税額は、均等割に係る基準税額、所得割に係る基準税額及び法人税割に係る基準税額の合算額とする。

2　均等割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第二百九十四条第一項第一号又は第二号に掲げる者に対するもの

市町村の市町村税課税状況調第一表の「個人均等割」のうち「納税義務者数」の「計」欄の数に二、五八六円を乗じて得た額

［二　略］

3　所得割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

一　市町村の当該年度に係る基準税額

次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

号）第三条の規定によつて当該都道府県に対して前年度の六月、十一月及び三月に譲与された石油ガス譲与税の額の合算額に〇・九五七を乗じて得た額とする。

［新設］

（航空機燃料譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の三　航空機燃料譲与税の基準税額は、航空機燃料譲与税法第二条の二の規定によつて航空機燃料譲与税を譲与されるべき空港関係都道府県について、同法第三条の規定により前年度の九月及び三月に譲与された航空機燃料譲与税の額の合算額に一・〇〇六を乗じて得た額とする。

［新設］

（市町村民税の基準税額の算定方法）

第三十一条　市町村民税の基準税額は、均等割に係る基準税額、所得割に係る基準税額及び法人税割に係る基準税額の合算額とする。

2　均等割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第二百九十四条第一項第一号又は第二号に掲げる者に対するもの

市町村の市町村税課税状況調第一表の「個人均等割」のうち「納税義務者数」の「計」欄の数に二、五八三円を乗じて得た額

［二　同上］

3　所得割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

一　市町村の当該年度に係る基準税額

次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式